

京丹後市森林環境整備促進対策事業補助金 【森に入る環境づくり事業】

1. 事業の概要

森林所有者または管理者の森林整備に対する関心を高め、継続的な自伐・自給的林業活動を推進するため、管理の手が行き届かないまたは荒廃の進む森林での初期作業を支援し、森に入る動機づくりと民間需要の裾野の拡大を図ります。

2. 対象事業の内容

森林の利用を想定した下草刈り、竹等伐採、地拵え、森林施業路開設・改良、歩道の開設・改良等、施業環境の整備を外注するもの

3. 補助対象者

森林所有者、森林管理者

4. 補助金額

対象事業の内容に関する外注経費。ただし、1事業(下記 a~c の合計)につき、20万円を補助上限とします。

なお、交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

a 森林の利用等(下草刈り、竹等伐採、地拵え)

$$20,000 \text{ 円}/0.1\text{ha} \times \text{事業量 (ha)} = \text{補助金額}$$

b 森林施業路の開設、改良

$$2,000 \text{ 円}/\text{m} \times \text{事業量 (m)} = \text{補助金額}$$

c 歩道の開設、改良

$$800 \text{ 円}/\text{m} \times \text{事業量 (m)} = \text{補助金額}$$

※事業実施主体が消費税の課税事業者である場合は、補助金額の計算に消費税は含まないものとします。

5. 補助金交付の要件等

- ① 未整備または荒廃の進む自己管理森林の森林施業または保全を目的とする取りかかり作業を対象とするもの。
- ② 事業実施後も協同して作業を行うことのできる者への外注事業であること。
- ③ 対象とする区域は、森林経営管理制度の候補区域外であること。
- ④ 補助対象とする1施工地では、面積0.25ha以上1ha以下、森林施業路25m以上100m以下、歩道65m以上のいずれかの条件を満たすものとする。
- ⑤ 5年以上の固有の利用計画を持つものとし、1区域につき1回を限度に補助金の対象とする。
- ⑥ 宅地のほか、庭園、外構、植栽等の居住環境及び切捨て事業は対象としない。

6. 提出書類

(1) 交付申請（事業開始前）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（全体事業、対象事業、目的、概要等）
- ③ 収支計算書（総事業費、対象事業費、補助金額の算出基礎）
- ④ 位置図、森林計画図、事業概略図等
- ⑤ 委託契約書または発注書の写しなど外部発注を証する書類
- ⑥ 森林の所有または管理状況を表す書類
- ⑦ 伐採届（要する場合、伐採の90日～30日前までに別途提出すること）

(2) 実績報告（事業終了後）

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 事業結果報告書（全体事業、対象事業、目的、概要等）
- ③ 収支精算書（総事業費、対象事業費、補助金額の収支精算）
- ④ 整備概要図
- ⑤ 事業実施面積、延長等実施内容が確認できる書類
- ⑥ 支払根拠書類（外注に係る請求書、領収書等）
- ⑦ 事業成果を示す写真（事業実施前後の写真）

(3) 交付請求（補助金確定後）

- ① 補助金交付請求書（様式第7号）

(4) 交付決定の変更または中止

交付決定を受けた事業計画においては、「事業費総額の3割を超える減額」、「事業内容の変更」または「事業の中止」があった場合、下記の書類が必要となります。

※交付決定を受けた補助金額を超えて変更申請はできません。

- ① 変更（中止）承認申請書（様式第3号）
- ② 変更後の事業計画書
- ③ 変更後の収支計算書
- ④ その他変更内容がわかるもの